

ねと 群文協

2004. 10. 29

目 次

市町村合併と文書の保存について ……………1	平成16年度公文書等保存専門講座の概要 ……………6
平成16年度総会の開催 ……………2	情報コーナー・編集後記 ……………8
講演：今も公文書は危ない(高野修)及び参加記……3	

市町村合併と文書の保存について

前橋市長 高 木 政 夫

現在、県内はもとより全国で市町村合併が大詰めを迎えています。平成7年の市町村の合併の特例に関する法律の改正時点で市町村数は3,234でした。以後、本年10月1日まで86件の合併があり、市町村数は3,030となりました。今後、来年の3月末までに54の合併が予定され、市町村数は2,850余りになると見込まれます。現在ある全国の法定合併協議会の8割が合併に移行すれば2,000市町村くらいになるといわれ、県内でも、平成18年3月末までに現在の69市町村から40市町村前後になるといわれます。

「平成の大合併」といわれる今回の市町村合併が本格化する中で、合併に伴いなくなる市町村の公文書の散逸を危惧し、保存を訴える声が高まっています。明治(明治22年の市制・町村制施行)と昭和(昭和28年の町村合併促進法、昭和31年の新市町村建設促進法)の市町村合併の経験から、様々な団体から関係者に対して市町村合併に伴う公文書の散逸防止及び保存を求める要請がされています。本県においても、群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会により、各市町村長に対し市町村合併に伴う公文書の散逸防止及び保存について要請がなされ、また、市町村合併に伴う公文書等の保存・管理に対する理解を深めるとともに、公文書の持つ歴史的価値についての認識を高める取り組みがなされています。

昭和の市町村合併では、それまで各市町村で保存されてきた公文書が新しい市町に引き継がれず、引き継がれてもその後の庁舎の転用や老朽化による取壊しなどとともに散逸したり、廃棄されたりしたと

いわれています。本市においても、昭和42年に行われた城南村との合併では、多くの公文書が散逸し、廃棄された苦い経験があります。

市町村の職員が行政事務を遂行するために作成・取得し、管理する公文書は、現在においては、



市町村がその行政についての説明責任を果たす証拠資料となるものですが、将来は、それぞれの市町村の行政の変遷、地域の歴史を知ることのできる貴重な歴史資料となる可能性を持つものでもあります。

本市は、今年の12月5日、近隣の大胡町、宮城村及び粕川村と合併し、歴史的な節目を迎えようとしています。本市では、今回の合併に際し、業務で使用する文書等以外のものは、合併を機に文書等が散逸することを防ぎ、引き継がれた文書等から歴史資料として引き続き保管する文書等を選別しやすくするため、市の施設に移し、保管する予定です。

合併に伴いなくなってしまう町村の公文書が廃棄されてしまえば、その地域にあった歴史(特に昭和～平成)を振り返ろうとしても振り返れなくなってしまいます。合併するそれぞれの地域が持つ歴史的経過や特性を守り、生かしていくためにも、現在ある公文書の保存には意義があるものと考えます。

平成16年度総会の開催

去る5月27日(木)午後1時30分より、本会の平成16年度総会と講演会が前橋市の群馬県立文書館で開催されました。以下、当日の総会の概要について報告いたします。

総会には、県および69市町村会員のうち県と24市町村が出席しました。事務局の齋藤喜久雄県立文書館副館長の司会で、まず会長の秋池武県立文書館長よりあいさつがあり、引き続き秋池氏を議長に選出して以下の議事に移りました。

- 第1号議案 平成15年度事業報告
- 第2号議案 平成15年度決算報告・監査報告
- 第3号議案 平成16年度役員の改選
- 第4号議案 平成16年度事業計画(案)
- 第5号議案 平成16年度会費・予算(案)

議事は、前掲の第1号議案から第5号議案までを事務局である県立文書館総務普及グループ・グループリーダー栗田明が説明し、すべて満場一致で承認されました。

この結果、今年度の役員体制は、下記の名簿のとおりとなりました。

議事終了後、新役員の自己紹介があり、事務局の齋藤県立文書館副館長の閉会挨拶で総会は終了いたしました。

平成16年度の役員

会長	群馬県立文書館長：秋池 武
副会長	高崎市総務部庶務課長：中島清茂 館林市市民部副部長兼行政課長：曾根 勝 藤岡市総務部行政課長：中島道夫
理事	伊勢崎市総務部総務課長：多賀谷茂 富岡市総務部行政課長：佐藤信次 大胡町教育委員会事務局長：井上建児 吾妻町教育委員会社会教育課長：加部保一 川場村総務課長：横坂勇太郎
監事	藪塚本町総務課長：栗原 精 小野上村総務課長：小野彰一

(10月1日現在)

＊前橋市と大胡町の合併後は前橋市総務部行政管理課長が理事を引き継ぐ



総会(新役員自己紹介)

平成16年度の事業計画

- ・総会の開催(年1回、5月27日)
- ・理事会の開催(年3回)
- ・講演会の開催(年1回、5月27日)
- ・公文書等保存活用研修会の開催(年2回)
- ・公文書等保存施設視察研修会の開催(年1回)
- ・会報の発行(年2回)
- ・調査研究

平成16年度の予算

【収入の部】

会費	337,050円	県・市町村負担分
雑収入	180円	繰越金・利息金

計 337,230円

【支出の部】

会議費	10,000円	理事会等
事業費	240,000円	講演会、研修会、会報
事務費	87,230円	事務用品、通信費等

計 337,230円

総会終了後、引き続き講演会が開催されました。その概要については、次ページ以降を御覧下さい。

講演：今も公文書は危ない

—公文書は誰のもの、教育アーカイブズとは—

元藤沢市文書館長 高野 修

総会終了後、理事の加部保一吾妻町教育委員会社会教育課長の司会で、公文書の保存や文書館のあり方について神奈川県元藤沢市文書館長の高野修氏の講演会を開催しました。高野氏による当日の講演の概要をご寄稿いただきましたので、以下に掲載いたします。

1 歴史資料保存の必要性—公文書は誰のもの

政府の諸官庁、および地方自治体などの公的機関、大学、研究所などの教育研究機関、さらに宗教団体、企業その他諸個人が、その業務を執行する上で必要とされる文書・記録を保管・保存することの必要性はなんでしょうか。それは保管・保存された文書・記録がそれらの母体の諸活動の忠実な反映であるからなのです。それ故にまた保管・保存された文書の信憑性はきわめて高いと云わなくてはなりません。公文書・私文書を問わず、こうした価値を有する文書・記録を私どもは記録史料または歴史資料と呼んでおります。最近では、NHKアーカイブズが有名になりました。これは一定の公共性を持つ機関や団体は、自らの文書館を設けるべきであるということを経験されてきた現れでしょう。

この歴史資料を保存するという考え方は、資料を消滅して来た行政側にとっても、また歴史研究者の側にとっても大きな痛手であったはずですが、なぜか明治末期から第二次大戦による敗戦まで具体的な保存手段をとられることなく来たということは、わが国における民主主義社会の実現を妨げた大きな要因であり、学問研究の上でも、実証的な研究が出来なかったということでもあります。

もちろん、今日まで、公文書が行政側によっていい加減に保管・保存されてきたというのではないのです。確かに行政側では保存年限を定めて保存のための努力を行って来たことは認めなければならないでしょう。しかし、この行為は表面的であって、保



高野修氏の講演

存年限を行政側の都合で勝手に決められ、不用と判断された公文書は廃棄されていたのです。

ところで、過去において、記録史料を保存するのにもっとも積極的であったのは寺院でした。国宝に指定された「東寺百合文書」は、約3万通をこえる文書がありますが、塔や伽藍は何度か火災にあっておりますが、文書はその被害から免れてきたということです。しかも鎌倉時代になりますと文書類は御影堂に保管され、そこで御影堂聖人(三聖人)によって文書が保管されていたのです。これは東大寺の場合にも同様でした。また、高野山にも文書等多数の寺院文書が残っております。これらの史料は偶然に残されたのではなく、残るべくして残されたと云ってよいのではないのでしょうか。

さて、私の限られた知識で見聞した欧米先進国では、国や州、市町村などの地方公共団体は云うまでもなく、多くの企業、なかでも銀行、そして教会、政党、組合、大学、病院などがみずからの社会的責任から公開の文書館を設けています。十年も前ですが、カナダのバンクーバーからアラスカ一周の豪華客船に乗って半月ほど旅をしたことがあります。その船にもアーカイブズ専用の部屋というのか書庫が設けられていたのには驚きでした。内容は過去に乗船した乗客の名簿、コース、食事のメニュー、船内でのショー等あらゆる内容に及んでいたのです。

2 市町村の資料保存と文書管理の現状

地方自治体における資料保存と文書管理の実態について、藤沢市を例に説明しましょう。文書館が設置される以前は、文書の集中管理をしているので、文書はできるだけ作成した原課に置いておかないシステムとなっていました。ところが文書課の書庫は市の職員なら誰でも自由に出入りでき、公文書を持ち出すことが出来たということでもあります。

さらに保存書庫が、公文書によって収納能力をオーバーした場合には、必要な書庫を増設するなり、公文書のマイクロ化を考慮すべきであるのに、文書の廃棄という一番避けなければならない問題を、一番最初に安易に行っていたのです。書庫の収納能力に合わせて文書を保管し保存していくという、行政側に公文書が地域社会の知的生産物であり、地域社会の活動を、多様な角度から点検整備していく上での拠り所となるものであるという認識の欠如があったのです。では藤沢市の場合は例外なのでしょう。実際には何処の自治体も同じような実態であったということ、ここでは述べて置くことに止めましょう。

3 史料調査と保存

今日の問題として行政機関の業務例で説明すれば、地域住民の多面的な要求によって業務も多様化されてきております。それと比例して行政機関の生み出す記録も、多種・多量です。しかも作成したり、收受したりするのは公文書だけではなく、印刷・刊行物等の行政資料などと、地図や写真・ビデオテープ・マイクロフィルムなどもある。これら公共の情報資源である記録を、国や地方自治体がいかに評価・選別・引継・保管・保存するのかが重要な業務となりつつあります。なぜなら、これらの記録は文化遺産（あるいは記録遺産ともいわれる）となりうる史料であるからです。

史料保存は、とくに原史料は、所蔵者が現地保存するのが原則であり、それぞれの所蔵者が、現状のまま保存されていくことが理想であります。これは所蔵者の努力と善意に依存するということです。しかし、現実問題として、焼却処分されたり、業者に大量に買い取られもしている個人所蔵史料も多いのです。所蔵者において保存することの不可能な状態

が生じたなら、公的機関が、収集、保存、活用などの具体的な方策を講じる必要があるのです。なぜなら史料は貴重な地域の文化財であるからです。

文書館の役割・機能は古文書などの収集・整理・保存、そして利用ということが主たる目的であると理解されているが、しかし、文書館は、そのような役割・機能とともに、むしろ公文書記録のライフ・サイクルにそった引継・移管、評価・選別、管理・保存であり、活用であります。そして文書館は、文書記録の歴史的文化的価値にもとづく学術研究や社会教育上の機能と、文書記録の行政的経営的価値にもとづく行政経営サービス機能という二つの大きな役割を担っているということを理解してほしいのです。

4 市域小学校の史料保存の現状

藤沢市では教育史編さん事業が開始され、一応今年三月で史料編の刊行は終了しました。現在は通史編の編纂を行っております。そこで感じたことは、学校には史料が残されているということであり、しかし、最近になって廃棄が積極的に行われつつあるということも事実であります。以上の事柄は、何も学校側の責任ではなく、むしろそのような保存のための場所を学校内に設置していないということが問題なのです。しかし、現状ではこの問題は解決されることはないでしょう。そのためか、過去に保存されていた教育史料を保存期限を設けて廃棄処分に行っていることが多いのです。しかし学校教育法施行規則で規程されている文書は公文書なのです。

5 今後の課題

教育史を編さんするということは、基本史料を悉皆調査によって発掘・収集・整理・保存することであり、収集した史料のうち、教育史という史的観点から重要と考えられる史料を選んで、史料編に登載すること。そのうえで、これらの史料を基礎にして客観的な通史を叙述することであると、私どもは確認して編さんに着手したのです。

そのためには、各学校にアーカイブズを設置すべきであるが、それは現実の問題としては実現不可能です。とあって、今までのままでは決して問題の解決にはならないのも事実です。最善の方法は、「藤沢

市教育アーカイブズ」を設置することです。すでに現在、教育文化センター内に教育史編さん室があり、編さん室で収集され、整理され、保存されているのです。この部屋を「藤沢市教育アーカイブズ」と位置付けることで充分なのです。また教育史料は個人のアイデンティティー表現の史料ともなるものであります。生涯学習が盛んになれば当然これらの史料は不可欠です。

そして現在各学校で忘れ去られているというべきか、その価値を見いだしていただけない状態にある史料を学校から移管を受け、責任をもって保存していく施設として、「藤沢市教育アーカイブズ」を位置付けるべきではないでしょうか。当然のこととして、教育委員会の資料（公文書）もここに移管され保存されるべきであります。

それは、人間は社会活動の中で生み出された様々な情報を、現実の役目が終了した後も「記録」として保存し、あらたな創造活動と社会の発展向上のために繰り返し利用してきた。この記録を体系的に保存し、効率的に活用するということは、「情報化社会」を迎えた今日、ますます重視されており、その役割を担う施設として大きく期待されているのが教育アーカイブズなのです。



講演会の様子

講演会は、若干の質疑・応答のあと理事の中島道夫藤岡市行政課長の謝辞及び閉会挨拶で終了しました。

□ 参 加 記 □

◆講演会「今も公文書は危ない

—公文書は誰のもの、教育アーカイブズとは—
に参加して

河内徹（利根村総務課）

「資料は、残すべくして残すのであって、民主主義の原点である。」

資料は何のために、誰のために残すのか。これこそが、民主主義の原点であるという講師の言葉に背筋がぞっとしたのは私だけではないのではないだろうか。

過去から未来へと続く重要な資料（公文書）を、私たち行政に携わるものは、その本当の重みを感じなければならないのではないだろうか。

後世に残すための方策をいくつか挙げると、公文書の保存に対する専門的な知識を持った人材の確保等が必要である。小さな村では、村史編纂担当など専門的な者がいないなど、組織的な問題がある。

さらに保存するスペースには限界があり年々増大する文書を収納するために、廃棄がおこなわれる。

当村では、合併を来年度に控え、現在文書管理システムを導入中である。

不必要な文書で保管できなくなった文書庫を整理しながら、情報公開に向けて容易に文書の保管場所の検索ができるシステムを構築中である。講師の方のお話が現場において、とても参考になっている。

合併によって失ってはいけない今までの歴史を後世に伝える貴重な公文書を保存していく為に、文書館の新設は叶わないにしても、廃校になった学校を利用する等の施策を講じなければならないことを今回の講演を通して強く感じた。

「資料は、残すべくして残すのであって、民主主義の原点である。」

平成16年度公文書等保存専門講座概要

平成16年9月30日(木)、県立文書館と共催の研修会である「公文書等保存専門講座」が文書館研修室において開催されました。今回の講座は、県内に合併を間近に控えた市町村が多々あることから、合併に際して公文書等をどのように保存・管理していくことが望ましいかを、具体的に研修できる講座にしたいと考えました。当日は、午後からの半日開催で、県及び30市町村から56名の参加がありました。



情報交換会

○講演

「市町村合併と公文書保存の取り組み

～上越地域合併協議会と新史料協を中心に～」

講師 上越市史編さん室 山本幸俊氏

○報告

「神流町の合併における公文書等の

扱いと課題について」

報告者 神流町役場総務課 岩崎和義氏

○質疑応答・情報交換会

◇講座◇

講演会

「市町村合併と公文書保存の取り組み

～上越地域合併協議会と新史料協を中心に～」

○はじめに

新潟県での台風災害の復旧に際し、多くのボランティアの活躍がみられた。講師も参加した。災害による文書等の被災があったが、そこからも公文書等を守ろうとする気運が高まってきた。

1 上越地域合併協議会における事務調整

新潟県は明治21年の4,563市町村、明治22年の816市町村、昭和28年の384市町村、平成14年の111市町村、と大きな変遷がみられる。平成の大合併においては30前後の市町村になるであろう。また、上越市においては、14市町村が合併に向けて法定協を設置し準備を進めている。合併に際して3,040議案の事務事業調整事項を、22の専門部会とその下に38分科会において調整協議を進めてきた。

分科会の中の「芸術・文化」分科会で歴史的資料の取り扱いについて協議した。14市町村の現状を4つに分類することで課題が明らかになってくる。

A：文書館設置型	1村
B：専用保存施設設置型	2村
C：編さん室凍結・別置型	4町3村
D：編さん事業中	1市2町1村

Cランクにあてはまる町村が一番多く、将来的に移動・改修の可能性もあり散逸の危険が大きい。

公文書の取り扱いに関して、上越市総務課では「行政」分科会の中に「合併に向けた文書管理・保存に関する打ち合わせ会」を設置し、アンケート調査や訪問調査・協議会を実施している。現用文書の扱いは総務課が、非現用文書の取り扱いについては市史編さん室が具体的対応について提案している。当面は、廃棄せず凍結の方向で。また、文書の保存方法でファイリング方式を取り入れている町村があり、上越市を始めとした簿冊方式町村との調整協議が難行した。

2 新潟県歴史資料保存活用連絡協議会(新史料協)の活動

要請文で5つのことを投げかけた。

- ①合併時の公文書の扱いは合併協議の重要な調整事項であること。
- ②現用文書は合併後、新しい市町村で管理を引き継ぐこと。
- ③合併後の非現用文書は保管場所の確保と目録等でその所在を明確にすること。
- ④行政刊行物、市町村編さん収集文書も合併後の新しい市町村へ引き継ぐこと。
- ⑤「公文書館法」にそって、合併後の文書管理規程に「歴史的価値のある公文書」の移管・保存について明記するよう整備する。

つぎに、新潟県内の市町村の取り組みの中からいくつかの課題が出た。

- ・保管スペースの都合で保管場所が移動され古い順に一括廃棄されてしまう。
- ・文書主管担当部署が動いてくれない。当事者意識での行動が必要である。
- ・新市の文書管理規程に「歴史資料」としての公文書保存を盛り込むこと。
- ・公文書の文化財指定化の動き。教育委員会文化財担当者の役割を啓発する必要がある。
- ・国や県の上位機関が市町村の文書管理について直接指導することが必要である。
- ・学校の統廃合による文書・記録の散逸が著しい。

このような点から、残すべき公文書の選別基準を具体的に明示してほしいとの要望がでてきた。

そこで、「市町村合併に伴う公文書保存のためのガイドライン」を作成した。2004.9.22発行

ガイドラインの基本的な考え方

- ①当該自治体の特色ある事象が明確になるもの。
- ②当該自治体の全体的な状況が把握できるもの。
- ③長期により継続的に歴史の流れがわかるもの。
- ④文書の残存が少ない時期のもの（古いもの）。
- ⑤合併を機に不存在（消滅）となってしまうもの。
- ⑥文書・記録の保存は、旧自治体単位でまとめて保存・管理する。

選別する際の目安

- ・選別しないで残すもの
- ・歴史資料として選別し保存するもの
- ・歴史資料の対象としないもの

の3つの目安を設定した。さらに、選別して残す公文書名の参考事例を具体的に網羅した。

○さいごに

合併に伴い、非現用文書は基本的に残す。そのために、保管場所の確保、新自治体における担当部署の確保、この二つを合併事務調整会議で協議することが大切である。その上で、合併を機に書庫整理をしたいというのであれば、ガイドラインを参考にしてほしい。また、現用文書については、歴史的公文書の保存条項を文書管理規程に明記してほしい。

最後に、市町村合併の中での公文書等保存問題は、突発的な災害対応と似ている面があり、行政職員が「当事者意識」をもって今行動を起こさないと何もないうままに通り過ぎてしまう。

報 告

「神流町の合併における公文書等の扱いと

課題について」

神流町の合併は、平成の合併としては県下1番目となる平成15年4月1日に実施された。合併に際し、協議が必要なこと等様々な問題が発生した。今日は、それらについて今後の参考になればと思い報告する。

まず、旧庁舎を解体する際、公文書保存についての連絡調整が不十分だったため、廃棄されてしまった公文書がかなりあった。また、合併までの準備期間が短かったため、連絡調整が思うようにならず、文書保存管理にかかわる会議がほとんどできなかったのが現状であった。新聞には、倉庫での文書管理のことが載せられたが、文書管理という点に関してはこれからの課題である。

合併が終わって1年半経過したが、合併後になって生じた未調整部分がたくさん出てきたため、その調整で四苦八苦していた。2年目になってやっと一段落といった状況である。

最後に、これから合併を控えている市町村は、公文書等の保存管理について十分連絡調整を行った上で合併に臨んでほしい。

質疑応答・情報交換会

○簿冊方式とファイリング方式について

現在の流れはファイリング方式であるが、簿冊方式のよさもある。

○合併後1年間は公文書等を急いで捨てないように合併後に未調整事項が必ず生じる。文書が残っていればいいが、処分されてしまっていたら調整もできない。

○選別整理をどこでやったのか

とにかく廃棄文書を編さん室ですべて集め、職員が選別収集した。

□ 参 加 記 □

◆公文書等保存専門講座に参加して

須賀裕次郎（新里村総務課）

今回初めて公文書等保存専門講座に参加させていただきました。

はじめに新潟県上越市史編さん室の山本幸俊氏より「市町村合併と公文書保存の取組み」の講演をいただきました。今日、「平成の大合併」に伴い各自自治体間で事務事業の調整協議を行っていると思います。そのなかで合併期日を来年1月1日と目前とし

ている上越地域の現状、編入合併により消えていく自治体の歴史的資料の取り扱い、また、公文書の取り扱いなどについてのお話をお聞きすることができ大変参考になりました。

実際合併が進むなか、公文書等保存についてはあまり協議されていないと言われているそうです。

また「昭和の大合併」では、市町村の歴史でもあつ貴重な公文書等が大量に廃棄されてしまったそうです。そこで、講演資料（市町村合併に伴う公文書等の保存のためのガイドライン）に掲載してありました6つの基本的な考え方を、今後の業務、また合併に向けての事務協議等に生かしたいと思います。

次に神流町役場総務課岩崎和義氏より「神流町の合併における公文書等の扱いと課題について」という題で報告を受けました。「平成の大合併」県内第一号の自治体であり、前例も少ないなか合併した神流町（旧万場町・旧中里村）の数々の成功談や失敗談をお聞きすることができました。これから合併を向かえる私たちにとっては参考になる事が多々ありました。

そして、今回講座に参加し講演会、報告会を通じ、改めて公文書の重要性・必要性を認識することができたと思います。

◆公文書等保存専門講座に参加して

小山美子（榛東村総務課）

今回初めて公文書等保存専門講座を受講させていただきました。

最初に上越市史編さん室の山本幸俊氏より「市町村合併と公文書保存の取組み」について講演をいただきました。「市町村合併に伴う公文書保存のためのガイドライン」を作成し、歴史資料として公文書等を選別する場合の目安としたことを伺い、歴史的価値のある公文書の移管、保存へと保存文書の流れがとても参考になりました。

榛東村では、文書管理システムが稼働し、各課ご

と保存年限ごとに管理し、文書の保存利用、情報公開等に対応できるよう取り組んでいるところです。保管場所については、一元化し一括保管するスペースがないのが現状です。

神流町役場総務課岩崎和義氏の報告では、合併後未調整部分が出るので合併前に急いで廃棄せず、一括保管が望ましいとのことでした。

公文書とは、過去・現在・未来にわたる地域住民の共有財産であると同時に、地域の歴史的展開を明確にする貴重な史料であり、行政職員が当事者意識を持って管理、収集、移管、保存及び活用し、安易に散逸・廃棄してはならないと思いました。

合併前の公文書の取扱いについて再認識でき、今後の業務に生かしていけたらと思います。

また最後に文書館の見学をさせていただき、マイクロフィルムに記録された膨大な量の古文書等大切に管理保管されており、行政文書を歴史資料として位置づけ、さらに保存・活用していくための管理体制など、積極的に取り組まなければならない様々な課題について痛感いたしました。

□ 情報コーナー □

前号の情報コーナーで紹介した「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」（座長 高山正也慶應義塾大学教授）から6月28日に報告書「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について—未来に残す歴史的な文書・アーカイブズの充実に向けて—」が官房長官に提出されました。報告書は、懇談会の成果をまとめたもので、今後必要な取り組みとして、中間書庫システムの構築や公文書等の収集対象の拡大、専門職員の育成、情報技術及び電子政府化の進展への対応などが列挙されています。この報告書は、内閣府及び国立公文書館のホームページから見ることができます。

編 集 後 記

◇会報第14号をお届けします。本号では、総会及び講演会、公文書等保存専門講座の概要を掲載しました。また、巻頭言は12月5日、大胡町・宮城村・粕川村と合併予定である前橋市の高木政夫市長にご多忙の中、ご寄稿いただきました。今後合併予定の市町村におかれましては是非参考にさせていただきたいと思います。

◇本誌には、情報交換を図るため、各市町村の文書管理や文書保存についての情報（成功例だけでなく問題点や課題なども含めて）をお寄せいただきたいと思います。

ります。原稿へのご協力をお願いいたします。

ねっと群文協 第14号 2004.10.29 発行

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒371-0801 前橋市文京町3-27-26

群馬県立文書館内

☎：027-221-2346 ㊟：027-221-1628